

# 一般社団法人滋賀県農業会議定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人滋賀県農業会議という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、農業委員会に対する支援、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令の規定による業務および農地等利用最適化の推進、農業の担い手・就農支援および農業に関する情報の提供等の業務を行うことによって、農業生産力の増進および農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 農業委員会相互の連絡調整ならびにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下、「農業委員会法」という。）第17条に規定する農地利用最適化推進委員および職員に対する講習および研修その他の農業委員会に対する支援
  - (2) 農地に関する情報の収集、整理および提供
  - (3) 農業経営を営み、または営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援
  - (4) 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援
  - (5) 認定農業者その他の農業の担い手の組織化およびこれらの者の組織の運営の支援
  - (6) 農業一般に関する調査および情報の提供
  - (7) 農地法その他の法令の規定により、農業委員会法第42条に規定する都道府県農業委員会ネットワーク機構（以下、「都道府県機構」という。）が行うとされた業務
  - (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
  - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定めるほか、農地等の利用の最適化の推進に関する事項をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出する業務を行う。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してこれをする。

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 普通会員

- イ 滋賀県の市町に置かれる農業委員会の会長または当該農業委員会が指名した委員
- ロ 農業に関し学識経験を有する者で理事会が指名した者
- ハ 滋賀県内の市町
- ニ 滋賀県農業協同組合中央会
- ホ 滋賀県農業共済組合
- ヘ 滋賀県信用農業協同組合連合会
- ト 全国農業協同組合連合会滋賀県本部
- チ 全国共済農業協同組合連合会滋賀県本部
- リ 滋賀県土地改良事業団体連合会
- ヌ その他滋賀県の区域内に住所または主たる事務所を有し、この法人の目的に賛同する団体

(2) 賛助会員

この法人の目的および業務に賛同し、その業務を推進する個人および団体とする。

- 2 前項の会員のうち、普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格等)

第7条 次に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、会員となれない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

(入会)

第8条 この法人の普通会員および賛助会員となろうとする者が入会する場合は、会長が別に定める様式による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。ただし、第6条第1項第1号口の会員になろうとする者が入会する場合はそのかぎりではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第1号イに該当する者は、その申込みをもって、この法人の普通会員となる。
- 3 第6条第1項第1号ハからヌの会員にあっては、この法人に対して法人および団体を代表して権利を行使する1名の者（以下、「会員代表者」という。）を定め、会長に提出するものとする。会員代表者を変更する場合は、速やかにその旨を会長に届出するものとする。

(経費等の負担)

第9条 普通会員は、この法人の目的を達成するため、この法人の業務推進に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、第6条第1項第1号イおよびロの普通会員については、これを免除する。

- 2 賛助会員は、この法人の目的および業務を賛助するため、総会において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、60日前までに予告し、会長が別に定める退会届を提出することにより、事業年度の終わりにおいて退会することができる。

(法定退会)

第 11 条 会員は、次に掲げる場合には、退会する。

- (1) 会費の支払い義務を一年以上履行しなかったとき。
- (2) 総普通会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき。
- (4) 第 6 条第 1 項第 1 号イの規定による会員にあっては、その者が農業委員会の会長であるときは会長の身分を失ったときまたはその者が農業委員会が指名した委員であるときは農業委員会の委員たる身分を失ったとき。ただし、任期満了後、再任されたときはその限りではない。
- (5) 除名されたとき。

(除名)

第 12 条 この法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、総会の 1 週間前までに、その旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を毀損し、もしくはこの法人の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他会員としての義務に違反するなど正当な事由があるとき。
- 2 会長は、前項により除名が決議されたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

### 第 3 章 総 会

(構成)

第 13 条 総会は、普通会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 事業報告および貸借対照表ならびに正味財産増減計算書、これらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 農業委員会法第 44 条に規定する業務規程の変更
- (7) 借入金の最高限度額の決定
- (8) 解散および残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分または除外の承認
- (10) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、通常総会として毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に、臨時総会を開催する。

2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総普通会员の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する普通会员は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

4 総会を招集するときは、総会の日から 2 週間前までにその会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、普通会员 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総普通会员の議決権の過半数を有する普通会员が出席し、出席した当該普通会员の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会员の議決権の 3 分の 2 以上を有する普通会员が出席し、総普通会员の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面または代理人による決議)

第 20 条 総会に出席できない普通会员は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。

3 代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 21 条 理事または普通会员が総会の目的である事項について提案をした場合において、そ

の提案につき普通会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が普通会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、普通会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長およびその総会において出席普通会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役 員

(役員の設定)

第 24 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 11 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、2 名を副会長とするほか、必要があるときは、1 名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長および専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事または職員（法人法に規定する使用人をいう。以下同じ。）を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事およびその配偶者または 3 親等以内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、法令およびこの定款の定めるところにより、その業務を執行する。

4 会長および専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事または監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 30 条 理事および監事に対しては、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等を支給することができる。

- 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前各項の支給基準については、理事会の決議により別に定める。

(役員責任の免除)

第 31 条 この法人は、法人法第 114 条の規定により法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(参与)

第 32 条 この法人に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、この法人の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 4 参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 理事会

### (構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および専務理事の選定および解職
- (4) 事業計画および収支予算の設定ならびに変更
- (5) 諸規程の制定または改廃に関する事項
- (6) 総会の招集および総会に附議すべき事項の決定
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

### (招集等)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事および各監事に対して、書面をもって招集の通知をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

### (議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

### (決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (報告の省略)

第39条 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事について、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 常設審議委員会

(設置)

第41条 この法人に、常設審議委員会を置く。

(任務)

第42条 常設審議委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 農業委員会法第43条第1項第7号に規定する農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うとされた事項
- (2) 農業委員会法第53条第1項の規定に基づく関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出に関する事項
- (3) 総会または理事会が必要と認めた事項

2 常設審議委員会が行った前項の事項の処理については、理事会に報告するものとする。

(常設審議委員)

第43条 常設審議委員会は、常設審議委員をもって構成する。

2 常設審議委員は、会長、副会長および専務理事のほか、理事会において別に定める運営規程に基づき、会長が理事会の了承を得て選任した者とする。

3 常設審議委員は、次に掲げる場合には、その地位を失う。

- (1) 理事会が別に定める運営規程に基づく常設審議委員の資格を失ったとき。
- (2) 常設審議委員を辞することについて、他の常設審議委員の過半数の同意を得たとき。
- (3) 会長、副会長および専務理事である常設審議委員にあつては、会長、副会長および専務理事でなくなったとき。

(招集等)

第44条 常設審議委員会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が常設審議委員会を招集する。

(議長)

第45条 常設審議委員会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議事録)

第46条 常設審議委員会の議事について、議事録を作成する。

2 議長およびその常設審議委員会において出席常設審議委員の中から選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印する。



(運営)

第47条 常設審議委員会の運営に必要な事項は、理事会において別に定める運営規程による。

## 第7章 事務局等

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第8章 資産および会計

(資産の種別)

第49条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) その他の財産

(基本財産)

第50条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして総会で定めた財産とする。

- 2 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および総会の承認を要する。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第52条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(会計帳簿の作成および保存)

第53条 この法人は、法令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

- 2 この法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿およびその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(事業計画および収支予算)

第54条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、理事会の承認後、速やかに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第 55 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の書類については、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出するものとする。  
3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 56 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 57 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 58 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 59 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国または地方公共団体もしくはこの法人と類似の事業を目的とする他の公益的な法人に贈与するものとする。

(清算)

第 60 条 この法人が清算をする場合は、法人法に規定する清算の手続きをもって行う。

## 第10章 雑 則

(細則)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第 62 条 この定款にない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

## 附 則

1. この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. この法人の最初の会長は、中村功一とし、副会長は中西長嗣、中川清之とするとともに、専務理事は辻井邦夫とする。
3. 組織変更後の一般社団法人の社員の氏名または名称および住所別紙「一般社団法人滋賀県農業会議会員名簿」のとおり
4. 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名  
中村功一、中西長嗣、中川清之、田口源太郎、中田正敏、磯崎清、山下英利、秦眞治、富士谷英正、伊藤定勉、辻井邦夫
5. 組織変更後の一般社団法人の監事の氏名  
福本庄三郎、竹村敬三

一般社団法人滋賀県農業会議会員名簿

氏名・名称	住 所	備考
中村 利男	滋賀県大津市南比良361番地	大津市農業委員会
田口 源太郎	滋賀県彦根市本庄町2484番地	彦根市農業委員会
北川 利昭	滋賀県長浜市相撲町720番地	長浜市農業委員会
仲井 健造	滋賀県近江八幡市野村町313番地9	近江八幡市農業委員会
三上 正豊	滋賀県草津市下笠町925番地	草津市農業委員会
下村 耕	滋賀県守山市水保町644番地	守山市農業委員会
谷口 彰	滋賀県栗東市御園585番地	栗東市農業委員会
福本 庄三郎	滋賀県甲賀市水口町三大寺89番地2	甲賀市農業委員会
南井 耕治	滋賀県野洲市南櫻2468番地	野洲市農業委員会
服部 仁	滋賀県湖南市石部中央一丁目5番43号	湖南市農業委員会
中田 正敏	滋賀県高島市今津町梅原727番地	高島市農業委員会
中西 長嗣	滋賀県東近江市上平木町1523番地	東近江市農業委員会
磯崎 清	滋賀県米原市磯2184番地	米原市農業委員会
橋本 忍	滋賀県蒲生郡日野町大字十禅師436番地	日野町農業委員会
犬井 忠彦	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上3402番地	竜王町農業委員会
廣嶋 久平	滋賀県愛知郡愛荘町東円堂1786番地	愛荘町農業委員会
大村 利秋	滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬494番地	豊郷町農業委員会
藤原 勝義	滋賀県犬上郡甲良町大字池寺643番地	甲良町農業委員会
小菅 建次	滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺830番地	多賀町農業委員会
中村 功一	滋賀県東近江市市辺町2393番地2	元東近江市長・元県農林部長
辻井 邦夫	滋賀県近江八幡市安土町内野164番地	滋賀県農業会議事務局長
大津市	滋賀県大津市御陵町3番1号	
彦根市	滋賀県彦根市元町4番2号	
長浜市	滋賀県長浜市八幡東町632番地	
近江八幡市	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地	
草津市	滋賀県草津市草津市草津三丁目13番30号	
守山市	滋賀県守山市吉身二丁目5番22号	

氏名・名称	住 所	備考
栗東市	滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号	
甲賀市	滋賀県甲賀市水口町水口6053番地	
野洲市	滋賀県野洲市小篠原2100番地1	
湖南市	滋賀県湖南市中央一丁目1番地	
高島市	滋賀県高島市新旭町北畑565番地	
東近江市	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号	
米原市	滋賀県米原市春照490番地1	
日野町	滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地	
竜王町	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地	
愛荘町	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地	
豊郷町	滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑375番地	
甲良町	滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1	
多賀町	滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地	
滋賀県農業協同組合中央会	滋賀県大津市京町四丁目3番38号	
滋賀県信用農業協同組合連合会	滋賀県大津市京町四丁目3番38号	
全国農業協同組合連合会滋賀県本部	滋賀県大津市京町四丁目3番38号	
全国共済農業協同組合連合会滋賀県本部	滋賀県大津市京町四丁目3番38号	
滋賀県農業共済組合	滋賀県大津市梅林一丁目14番17号	
滋賀県土地改良事業団体連合会	滋賀県東近江市林町601番地	
滋賀県森林組合連合会	滋賀県大津市におの浜四丁目1番20号	

